

第13日目（9月13日）

議長（駒形正博君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開します。ただ今の出席議員数は41名であります。本日の会議を開きます。

なお大平修平君家事都合より午前11時まで遅刻、樋口和人君家事都合により午前11時から3時まで中退、牛木茂雄君家事都合により午後から早退、阿部昭司君家事都合により15分程度遅刻、以上の申し出がありますのでこれを許します。

本日の日程は配付のとおりといたします。

（午前9時30分）

議長 日程第1、第89号議案 平成16年度南魚沼市一般会計決算認定についての歳出の審議を続行いたします。第6款農林水産業費の説明を求めます。

農業委員会事務局長 （説明を行う。）

農林課長 （説明を行う。）

議長 農林水産費の説明が終わりました。質疑を行います。

岡村雅夫君 170ページの林道開設事業についてお伺いいたします。かれこれ10数年やっておるわけではありますが、この大崎水尾線であります。それで遠大な計画でやられてきております。そうしたなかで毎年3,500～3,600万円を使ってきたわけであります。そうしたなかで大崎地内と申しますか、わりあいと291沿いから最近見えるようになりまして、地域の方々が非常に苦しんでいます。苦しんでいるというのはちょっと説明が足りませんが、なぜあれをやらなければならないのかという不審に思っている部分があります。

そうしたなかで予算がついたからということで、これが続けられているわけであります。地元負担等も案外少ないことも私、若干承知してはいますが、目的がなかなか理解されていない部分があるやに私は思います。そしてあそこは非常に急峻な山でありまして、その下には優良な杉林があります。その工事の後を見ても非常に林のなかへ目がけての落石等がかなりあります。そういった実情から見まして、これは杉林のための事業のように私は感じられません。

植林に際しても今、お寺の山が植林されておりますが、大体下からの仕事になっております。すぐその開設されたところまででやれる部分でありますけれども。そうしますと道より上の部分というのは開発できる状況にない道路でありまして、私はある程度原点に戻ってやるべきではないかなというふうに常日頃思っています。委員会等でも若干のお話をして来たわけではありますが、そう言いますと、もう少し先に行ってからじゃあ法線を変えて降りようかと、こういう話も昨今出ております。

根本的に見直す気持ちがあるかどうか。あるいはその見直しをしているとしているならば、その計画をもう少し明解にして、それまでにはどれだけの年数がかかり、どれだけの費用がかかるかということを計算されまして、今は費用対効果と公共事業で言われているわけでありまして、そういった検討をする気持ちがあるかどうか。ひとつお聞きしたいと思

ます。実際あの山に線が入っていくわけでありますが、目に見えないうちはそう皆さん気にしてなかったわけでありまして、そういった意見が特に最近聞かれるようになりましたので、ひとつお聞きいたします。

農林課長 3月の予算の審議の際にもご説明させていただいたような気がしますが、この事業につきましての必要性につきましては、私がかくどくど説明することもないと思っておりますけれども、この事業につきましては、特に大崎地区は森林に対する取り組みが非常に前々から進んでいたということ。それから堂平というその真ん中へんにちょうど平らなところがあるんですけども、そこにある程度木が入っていると。またそこに植えたいということが大きな目的でこの事業に取り組んできたという経緯がございます。

起点から入ったところが、だいたい山が急峻でまた岩盤等が非常に多いというようなことでだいたい工事の方が遅れてきたわけです。けどもやっと今その難所等をくぐり抜けまして、これから地域の人が見れる前の方へ出てきまして、工事の方も難所等ないのでかなり進むんじゃないかと思っています。

当然、そこに植えている木の搬出ですとか、植栽ですとか、枝打ち、また下刈りというようなものをするには、やはり林道なり作業道がないとなかなか急峻な山ですので、行ったり来たりが簡単にできないということからこの事業が始まっているわけですので、ひとつその辺はご理解いただきたいと思っております。

それから見直しについてでございます。見直しにつきましては、当初予算のときも説明させていただきましたように、今年の予算で測量をお願いしてもらっています。昔は等高線に沿って簡単に計画図を作って、国の方から採択を受けたという経緯あったんですけども、今回はある程度長い時間をかけないで、工期を短縮できないかということで今、見直しをさせていただいているところでございます。

それらがまとまって提案書が出て来るというかたちになるかと思っております。それらが出た段階でまた地元の皆さん、また関係する皆さん等と協議させていただいて、どういうふうにした方がより有効にまた効率的に利用できるかということを検討したいと思っております。

ただ起点と終点、終点は新道の水尾1号線になるわけですけども、そこには行かなきゃならんということですので最終的にはそこに行くわけです。その間の中間線について、効率的にまた作業道等との接続等も考えて、見直し等について検討していきたいというふうに考えています。時期については来年度中くらいにはしたいと思っておりますが、場合によってはちょっと延びるかもわからんということでございます。

岡村雅夫君 事業は終点が水尾という話です。平成元年か2年に着工、起工したわけでありまして、将来的には城内を行き五十沢方面までというような遠大なお話を当時聞いたことがあります。そうしたなかで旧大和町の段階で協議されたのが、今言われた中間点に降りること、それをひとつの区切りとできるかどうかという検討をするのかなというふうに私は思ったんです。今の課長の話でありますと、終点には行かねばならんという話であります、私はそうではなくて、もっと必要性等を考えたなかでそういった見直しが可能かどうかとい

う検討ができるかどうかということをお聞きしたいわけでありませう。

なぜかと申しますと、なかなか今は財政的に国も市も大変な状況のなかで、あれはまあ、これはまあということで見直ししていかないとしたならば、いつになっても財政の健全化というのはできないのではないかと。ということからしてそういった検討ができるのか。そういった方向で検討をすることが可能なのかどうか。その辺をひとつお聞きしたいと思います。

農林課長 先ほども説明させていただいたとおり、なかなかこの終点を変えるということになりますと、非常に今までのその国からいただいた、また県からいただいた補助金の問題も出て来ますので、かなり慎重にしなければならないというふうに考えております。私もいたしましては、あくまでも水尾からも強く、集落の方にこの林道を切って欲しいという要望も出ておりますので、そこへ行くまでの間の見直しにはしてみようという考えですが、今のところはあくまでも、終点については変更するという予定はございません。

岡村雅夫君 市長に最後お聞きします。こういった事業というのは、そういった見直しがきかないのかどうか。そして必要性から見て、あるいは地域の方々にもう1回相談をかけた今、すごい要望があるというような話を聞きましたが、私の耳にはそれは聞こえてこないわけです。当初もどこで始まったことだかわからない。けれどもそういう事業が延々と上程されていて、採択になったということを知ったわけでありませう。そういった中間点よりも、巷ではあの一番の突端の部分、迂回ができるところで止めてもよかったんじゃないかというくらいのお話が、昨今私の耳には入って来ています。

そういう点で、この事業に限ったことではございませうけれども、市長、そういった洗い直しなりを今後していく気持ちがあるかどうか、ひとつお聞きいたしたいと思います。

市長 一般質問のなかでも若干お答えをいたしましたませうが、今、財政計画を樹立中でありませうし、聖域はありません。全ての事業について見直せるところは見直すと。ただ今もちよつと課長が触れましたが、目的を達成しないで例えば中止したという場合に、補助金返還とか、そういう問題のおそれもあるということませう。

私はこの林道について、こういうとまた叱られますけど、まだ詳らかに現場もよくわかりませうし、内容もほとんど承知してないということでありませう。今、その見直しをするための測量設計と測量等をやっているそうませうから、後日あらためて伺いませうが、必要ないと思えば止めませう。

たださっき言ったように、補助金返還の問題も絡むという部分もありませう。とにかく今までやってきたからこれからも連続していかなきゃならんとかという概念は、一度捨て去ってもらおうと。全ての事業でありませう。そういうことも含めて今、財政の見直しと健全化と、将来計画を立てようという最中でありませう。お答えは、全ての事業を一応全部洗い直すということでご理解いたしたいと思います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、162ページの中山間地のことでお聞きをいたします。条件不利地のところに交付金をして、村づくりをやってくれというようなことだったんではございませうけども。この今、19協定結んでるなかで、組織化ですな。最初は花を植

えればいいのか、あるいはプランターを並べればいいのかというようなことから始まったと思うんです。けれどもやはりその地域をどういうふうに作っていくかということで、組織化がどのくらい進んでいるかというのをちょっとお聞きいたします。

農林課長 現在名前のある、例えば何々生産組織とか、何々集落営農組織というような名前のものは後山に1つできております。今日、大平さんは来ていませんけども、野中でも1集落、1農場というようなことで、この新たな17年から始まったこの中山間の直払いのなかでしていきたいというようなお話は伺っています。それ以外は今はまだかたち的な生産組織というようなものは結成されていません。

笠原喜一郎君 城内では山口が、今年度から多分始まったと思うんです。やはりこの事業を有効に活用してもらうためには、ときどき集まったりそれから指導に入っていたかなければ、もうそこに任せきりということであるとやはり今言ったみたいに、あるいは後山だとか野中だとかという、そういう本当に数少ないところしか生産組織ができてこないと思います。やはりそういうことでそこに積極的に関与していただきたいと思いたすけども、そういうことはやられて来ましたが。

農林課長 立上げ等につきましては、当然担当課で積極的に集落営農ビジョンですか、作っていただいたというような経過がございます。その後につきましては、集落営農組織化というようなことで、専門家もそういってしまし人数もあまりいなかったというようななかで、積極的に出かけて行くということは確かにございませんでした。

ただ今年に入りまして新しい市になりまして、また新しい事業が始まっているというようなことで、何回か会議も開きました。早いうちに1回 本当は8月中にする予定でしたがちょっと豪雨とかいろいろありましてできなかったんですが 市としては今後集落営農組織化というのがひとつの大きな農政の課題になっておりますので、この事業等をとおして中山間地域の集落営農組織を、ある程度かたち作っていききたいとは考えています。今まではそういうような活動はちょっと薄かったです。

岩野 松君 160ページのアグリコアの償還金の補助金。10年間の支払いだということでした。アグリコア全般の建物に対する補助金なのか。例えば何か特別なその町と当時は大和町なんでしょうけれども 特別やっていくうえで必要なものとしての建物への補助金なのかどうか、まずお聞かせ下さい。

農林課長 この金額につきましては、アグリコアが事業主体で、先ほど説明しましたように、ワイナリーとレストランを平成12年でしょうか、建設しました。そのときの事業費の10パーセントというようなことで10年間に分けて市の方で支払いをしているということでございますので、建物の補助金でございます。

岩野 松君 大体少しわかりましたけれども、大和町としては多分ワインをそれなりの町の顔としてやっていくために、沢山の補助金をもらったりしながら生産を進めていたんだらうと思います。市長にお伺いしますが、南魚沼市になってもそれに対する、何て言うんですか、市としてのあれはどういう立場になるのか、ちょっとお聞かせ下さい。

市長 これは合併協議のなかで、大和町が今まで継続してきた部分をきちんとこれからも引き継ぐということであります。ですから先ほど触れましたが10年間でしょうか、この償還補助になると思うんですけど、これを継続をして支出をしていくということであります。ご承知だと思いますけれども、大和町さんはこのアグリコアの株主でもあります。それは南魚沼市に引き継がれまして、今、私も取締役でしたか、そういうことで、社長はまだ前の町長の秋山さんがされておりますけれども、そういう立場でありますので、これは大和町さんの行ってきた事業を南魚沼市で継続したということであります。その継続だけはきちんと果たしていくということであります。

岩野 松君 ずっと大和町の精神を生かしてということでありますけれども。ブドウは元々あまり湿気のないところの生産品だというふうに聞いていまして、どちらかというフランスのその穏やかな、しかもあまり雨の降らないところ等が非常にいいんだというふうに聞いていました。この雪国の大変なところで、特に昨年の大雪では非常に沢山ブドウの木そのものがやられた。それから木もそうですけれど、その施設も随分やられたということなんです。10年間の補助金をもらいながらやっているうちはなんとかなるんだけれども、それが終わった後も同じようなかたちでやはり市の生産物のひとつとして、ずっと続けるということなのかどうか、ということをお聞き下さい。

市長 市の生産物、市がそこに投資をしておりますので。あくまでも株式会社アグリコアということではありますが。去年は大雪で今おっしゃったように若干の被害が出ましたけれども、一番被害が出たのは、そこに関さんいがらっしゃいますが、五箇のあの上のところであります。今、収穫ができてい部分については、そう大した被害ではなかったというふうに認識しております。道路側の除雪したところがちょっとやられた跡がありますね。

ワインそのものも、先般はメルローという赤ワインですか、どこかの大会で銀賞だか金賞をいただいて大変味もいいしできもいと、そういうことも言われております。これはひとつの大きな産業でありますので、市としてもこれはこれから補助金を出すとか、そういう意味でなくて継続してやっぱりやっていきたいと。ひとつの地域の産業でありますし、また南魚沼市の代表的なそういう部分ではワインという部分であります。市も協力をしながら、この経営拡大も含めて一緒になってやっぱりやっていきたいという思いであります。補助金を出すとか出さないとかという問題ではありません。株主の一員として頑張っていきたいと、こういうことです。

関 忠良君 私はアグリコアの問題については、その経緯は承知しております。合併して、行政の単位が変わったわけでありますけれども、この第3セクターとして、旧大和町時代、秋山町長がその最大の出資者として社長になっておられたわけです。合併後も名義は変更されていないというふうに私は聞いておりますが、これが間違いだったら訂正しますけれども。やはり行政の長として、最大の出資者で役員になっている以上、その職を辞した以上は当然のことながら南魚沼市が引き継いだのですから、井口市長が社長になって然るべしなんじゃないかと私は考えます。この点の推移についてお伺いします。

市長 これは当然そういうお話もありましたが、非常に合併後のなかなか日も浅かったり、いろいろ災害対応等の混乱もあつたりとそういうなかで、もう1期だけは秋山さんをお願いをしたいということで、私の方から願ったわけでありまして。それで取締役会でも了承をいただいた。

今、おっしゃるように、それは当然最大出資者たる南魚沼市の首長が社長になるという、それは確かに理解はできます。けれども秋山さんでその商法上不都合ということでもなかったと、そういう部分も確認をしてもう1期だけはお願いをしたいということで、お願いをした経緯であります。

関 忠良君 井口市長がお願いしたということを知って、なおさら私は第3セクターというのは、そうじゃないと思うんです。行政の長が辞した以上は、そして全面的に新しい市が引き継いだ以上は、この事業に市も出資していると同時に補助金も出しているわけです。秋山さんはもう行政の長としての職を辞しているわけです。だからお願いするとか、しないとかという関係じゃなくて、当然のことならこれは市として責任をとる立場にあるというふうに私は理解しますが、間違いですか。

市長 先ほども触れましたようにちゃんと取締役には私と助役ですか、名前も連ねておまして、当然取締役会にも出席しておりますし、商法上の何の問題もありません。今言ったように、それは理想を言えばそういうことだかもわかりませんが、私が経緯もよくわからない、そして合併、震災、それらのなかで非常に繁忙を極めていたところでもありますので、1期だけはお願いしたいと、こういうことでもあります。特別な法律的な問題は全くそこには発生をいたしません。取締役会でこの人を社長にということで、それで決定していただいたわけです。

ですから責任という部分につきましては、取締役として出席しておりますので、社長でなくてもちゃんと責任はきちんと果たしていくと、そういうつもりであります。

関 忠良君 それでは再度確認しますが、秋山武雄氏は取締役になっておりますか、どうですか。確認します。

市長 取締役社長であります。取締役社長。それで関さん、旧六日町にはこういう事例もあります。いわゆるララですね。これも六日町は3億円の出資者であります。けれども、社長は務めておりません。そういう事例もきちんとある。そして今は収入役を監査員としてそのなかにおいて、きちんと光らせるべき目は光らせてということでもあります。

ただこういう状態をずっと長く続けるという意味ではありません。そこをご理解いただきたい。

(「議長、休憩動議」の声あり)

議長 休憩動議に賛成の方、手を挙げて下さい。

(賛成多数)

議長 では休憩をします。

(午前10時22分)

議長 以上で休憩を閉じて会議を再開します。

(午前10時26分)

議長 農林水産業に関わる質問を続けます。

志太喜恵子君 3点ほどお伺いしたいと思います。中山間地域直接支払いのこの問題は前議会で大平さんが一般質問したことがあります。このお金というのは個々にくるのでしょうか。大平さんは各集落に宛てて来た場合は、それを道路を直すなりというような要望をしていたように私は記憶しておりますが。後山地域も何か集落センターを造る元にしたいというような話も聞きましたけれども、そういうことにこの直接支払いのお金が当てられるのかどうか。そこらあたりを私がわかりませんので、ひとつお聞きいたします。

それからこれは162ページです。同じページにトップブランド「新潟米」推進事業補助金とあります。六日町と大和町というふうに、前は六日町、今これは大和町だというような説明を受けましたけれど、これはカントリーに出る補助金なんですか。その使用用途が私はよくわかりません。お伺いします。

それから166ページの県営ほ場整備のなかに、塩沢というのが課長の口からちょっと出て来たんですが、決算にこの塩沢が入るわけではないがな、というふうに私は思いましたが、これはいかがでしょうか。

それから168ページに松くい虫というのがあっております。これはこの地区で松くい虫の防除というのはどういうふうに行われるのか。100万円に近いお金、99万円というお金ですので、広範囲に松のあるところには配付されるのか、それともひとつのところに集中して委託され これは委託料とありますので、どこに委託されたのか。説明がありませんでしたのでお伺いします。

農林課長 まずじゃあ1点目の中山間の交付金の使途についてであります。原則的には交付金の2分の1は共同活動に使って下さい。2分の1は個人の管理分に使ってもらって結構ですということです。またこれは集落でそれぞれの協議したなかで、100パーセントはじゃあ共同事業で使おうということも可能ですので、今、議員おっしゃられていましたように集落センターとかにそれを全部充てようということであれば、それは可能でございます。

それから2点目のトップブランドですが、これはちょっと私が金額とか六日町、大和と言われたので、お間違いになったかと思えます。この今回決算させていただいた数字につきましては、六日町の津久野にあるカントリーエレベーターのサイロクーラーを設置したと。これは事業主体は農協JA魚沼みなみさんです。したがってこの補助金は、JA魚沼みなみさんに支払いをさせていただいたということでございます。

それから松くい虫です。これは県の事業を受けてやっておるわけでございますけれども、平成14年から18年というようなことで事業計画がされております。これは松くい虫防除事業計画というのを作りまして、それに基づいてやっているわけでございます。この事業につきましては、坂戸山が非常に松くい虫に侵されているというようなことで、森林組合に委託をしまして、防除をしてもらっているという事業でございます。以上です。

議長 塩沢の件を。

農林課長 失礼しました。それから県ほ場整備事業で塩沢という話をしましたが、これは事業名が塩沢北部というような事業名になっておりますが、六日町の一部が受益地ということでございます。その分の負担ということで、これにつきましては9万6,000円ほど負担金として支払いをさせていただいたところでございます。

志太喜恵子君 1点だけ、再伺いをします。この松くい虫は坂戸山という話ですが、他のところに松があって、非常に虫に食われて困っているということがあって申請しても、それにはあたらないのでしょうか。

農林 課長 この事業につきましては先ほどお話ししたように、坂戸山で事業ということで計画をして県に申請している事業でございますので、他のところにはこれはちょっと使途できないということです。

牛木茂雄君 トップブランド「新潟米」のことをお伺いします。市長が当初、全面陳謝されているわけですが、なぜそういう問題が起きたのかということについて、実は課長にお尋ねしたいんです。まず156ページに不用額として、19節の負担金、補助及び交付金のなかで約1,900万円ほどございます。こういうことから考えれば、当然予算にあがっていたものではないかと思われませんが、もちろん予算にあがっているからこういう不用額としてここへあがってきたのではないかと思います。

普通であれば少なくとも会計閉鎖期が2ヶ月で4月、5月の末までであるわけですから、当然その間に発覚を、発覚と言いますか、おかしいなと思わざるを得ないのではないかと思います。そういう点でこの問題に気づいたというか、そこらあたりの経緯がどうも全く私は理解に苦しむわけです。

そもそも予算上あり得ない、あるいは予算決算の財政システムのなかでは起こり得ないことであったが故に、確か市長が陳謝したことであろうかと思いますが、これはあれですか、農林課長さんはそういった点は全くチェックしなかったのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

農林課長 初日に市長の方から説明ありまして、また私の方からも説明させていただいたところでございます。議員おっしゃるとおり、本来であればあってはならないこと。またいろいろチェックをすればわかるというようなことで、本当に事務的な単純ミスということでございますが、「わからなかった」というようなことです。この決算の資料等が出まして、おっしゃるとおり補助金の額が結構余っているなど、これはどういうことだ、というようなことから調べていきましたら、どうも勘違い、間違いがあったというようなことで、未払いとなってしまうことが判明してしまったわけでございます。

これにつきましては、私どもも今後いろいろな補助事業、また各種伝票等をおそらく市のなかでは一番いっぱい扱っている部局になりますので、その辺の整備をきちんとさせていただいて、こういうようなことがないようにきちんと対応していきたいというふうに考えております。チェックにつきましては、全く決算書の資料が出るまではわからなかったというこ

とで、誠に申しわけなく思っています。

牛木茂雄君　私がお尋ねしたいのは、予算にあがっているにも関わらず見落としてしまったと。そうすることになりますと、今の仕組み、農林課の仕組みではちょっと予算決算上に少し問題があるんじゃないだろうかなど。財政システム上に問題があるのではないかと、余計なことまで考えざるを得なくなるわけです。課長の方はそういうことは全く考えないでただ、単純ミスで終わらせるつもりでしょうか。

農林　課長　おっしゃるとおりでございます、話すといえますか反論するようなことはないわけでございますので、今後はこのことのないように予算書、また執行の際の計画書、それから財政　今はコンピュータでいろいろ資料出るようでございますので、それらを活用しまして、とにかく課員全体に事業の内容とか、いつお金はらわなくてはならんのだというようなことをきちんと把握させまして、間違いのないようにさせていただきたいと思っておりますので、ひとつご勘弁いただきたいと思っております。

議　　長　　じゃあ、単純ミスで収めるんですね。ほかに。

（「なし」の声あり）

議　　長　　以上で農林水産業に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって第6款農林水産業費に対する質疑を終わります。休憩をします。11時再開します。

（午前10時38分）

議　　長　　休憩を閉じて会議を再開します。

（午前11時00分）

議　　長　　休憩前に引き続き決算説明を求めますが、第7款商工費の説明を求めます。

商工観光課長　（説明を行う。）

議　　長　　商工費の説明が終わりました。質疑を求めます。

松原良道君　172ページの企業設置奨励金について1点ちょっと伺います。これは長年六日町が工業団地造成から企業誘致をしたい、雇用を回りたいということで取り入れた事業を、またこれから合併後もある程度、今説明のような内容でしていくということ。それについて私は異存ありませんし、内容についても新規企業の設置立、増設、移設、それに伴う投資額、あるいは雇用の増、あるわけですが、私が1点疑問に思うのが、雇用の増の部分です。当然内容はそれをクリアすれば固定資産税の3年間の減免と、先ほど課長が言った平米5,000円の該当する・・・それはなかったか。

そうしたなかいわゆる雇用の問題で、本当に追跡をきちんとされているのか。その辺が把握できているのか。という非常にこのへんが疑問に思うところです。

それと同じ雇用であっても、私は臨時雇用というのが、本当の意味で行政の皆さんがこの奨励金を出して求めていることでは私はないだろうと。できれば私は通年雇用で、それぞれの福利厚生をきちんとしたなかでやっての処置で然るべきだというふうに、私は最近強く考

えているところでありますけれど、その辺1点をひとつお願いいたします。

商工観光課長　　まず始めに奨励金の関係でございますが、この今の床平米5,000円という、これは旧六日町の単独助成でございますが、合併調整のなかに大和町さんの方にはこれはないということで、これは調整をして廃止をさせていただきました。今残っているのは、経過措置のなかで出すというかたちの処理した皆さん方でございますので、平成17年度からはこの床平米あたりの奨励金はなくなります。今あるのは雇用1人につき10万円の分とそれからさきほど申しましたが、固定資産税の2分の1減免、3年間と。この程度が2つ残っているというかたちでございますので、一応、お含み置きをいただきたいと思います。

それから雇用の関係でございますが、確かに一番チェックの大切なところでございますので、これはハローワークの確認をとりますし、それから個々の会社との雇用契約を添付させて、この対象にしてございます。ということでありますので、パートや臨時の皆さん方はこの対象になりません。なおかつ企業ですので、今、景気が良くても3年先とか5年先のことはなかなかわからないわけです。少なくともうちの場合はこれを3年間で。例えば1人10万円を出すんですが、その10万円を1回で支給しない格好になっていますので、10万円を3年間に分割した払いというかたちにしております。一応3年間は紐付きになるという部分で一応チェックをかけたつもりでございますが、企業に対しましてはいろいろ不都合だなという部分があるかも知れませんが、私どもの方はそういうチェックの体制をとっております。以上です。

種村俊夫君　　関連しますが、その新規雇用者は今、求人を見ていると大体派遣社員が多いんですね。正社員募集ってほとんどないんです。会社や工場が直接採用はほとんどなくて、全部派遣会社なんです。その辺の対応をどうしているのかお伺いしたいと思います。

それと商工業のところ、私はあまり補助金とかなんか好きじゃないんですが、伝統的地場産業振興事業に110万円の補助金が出ていますが、実際どのようなことをやられているのか。

それとララの経営改善のために共同店舗活力創出事業、これはコンサルタントに委託事業というがその成果ですね。コンサルタントから出てきた成果だとか、その後、先ほどの話で3億円の出資しているわけで、合併協議のときも大変な塩沢地区からの問題提起がなされたわけですので、その辺が実際どうなっているのかもお聞かせ願いたいと思います。

商工観光課長　　まず1点目の派遣社員でございますが、この皆さん方は今のところ対象にしてございません。要は市の優遇措置を使ったり、市の奨励金対象になる皆さん方は、基本的にはやっぱり正社員として活用願いたいと、そういうつもりでございます。

それから伝統的地場産業の振興事業の補助金でございますが、これにつきましては、塩沢織物工業共同組合というのがございまして、塩沢と六日町の皆さん方がこのなかに入っているわけでございます。その皆さん方に対します、一応3町の振興対策事業だとか、それから新しい製品を開発するという部分での補助金を交付しているものであります。

それから共同店舗活力創出事業でございますが、これはまちづくり会社に対しますコンサ

ルの関係のお金でございます。フナイ総研という、こういう会社があるわけでございますが、そちらの方に一応コンサルお願いしまして、総事業費が約190万円ほどでございます。県から70万円、市から50万円、残りがまちづくり会社の負担ということで、3つで負担をしているという内容であります。

当初このコンサルにつきましては、県の方の肝入れで入ったわけでございますが、かなり厳しいコンサルをする会社ということでございます。そういう意味ではララの中身になりますと、周りの皆さん方が見るといろいろのことを言われておりましたが、かなりその辺が改善をされているという内容であります。

例えば家賃の見直しの部分。そういうところについても、とにかくララ自体が持つには家賃をきちんと納める。それからいろんな家賃の区分があるわけですが、その区分をあまり細かくするなというようなかたちのあたりで、私の知っている限りではお客様の対応を含めて、非常にこのコンサルの価値があったというふうにお聞きしているところであります。

あとこういう時代ですので、売り上げが即それに結びつくというわけにはいきませんが、お客様の数についても一応上向いているという内容でございます。極細かいことにつきましては、ちょっと決算書等の中身からまた抜かないといけないので、この場ではちょっとお許しいただきたいと思いますが、そういう状況でございます。

種村俊夫君 この伝統的地場産業の振興事業というのは、そうすると具体的には事業がなく、その組合の方に例えばこの110万円というのをぽんと出して、それを何年も何年もずっと出しているということなんですか。それとも特別なものに取り組みたいと、例えば農業関連であれば、特別な事業に対しての補助金ですよね。この補助金に関しては、どういう形態でそれが出されているのか、お聞かせ願いたい。

あとフナイ総研は多分皆さんご存知でしょうけども、そのコンサルタントから出た報告書とかそういうものというのは、こちらへ来ているんでしょうか。それで今、いろいろ話を聞いていると、もうこれはじゃあ終わった事業なんですか。その結果がどうだこうだとかいう話が出ていますけれども、今、決算書が出て来て、それでもうフナイ総研から報告書が出て、市の方にもきちんと届いているのか届いていないのか。大株主としてその辺のその後、取り組みをどうしているのか。その辺のそれをどう取組ませているのか、という面もお聞かせ願いたい。

商工観光課長 まず1点目の地場産業の関係でございます。確かにおっしゃられるとおり、ほぼ毎年同じようなかたちで補助金の要望がどうも来ておるようであります。ただ掴み金かと言われるとそうではなくて、個々には事業計画書がやっぱり出て来まして、そのなかの一部というかたちになります。

一例でございますがこの110万円の中身の これは11月の1日からの分でございますので、全体としてはこれが見えないわけですが 例えば産地振興事業のなかでは、使用資金が1,100万円ほどでございますが、これを塩沢町が297万円ほど、六日町が220万円ということで517万円を両町で補助していたと。それで残りの分の583万円は自己資

金で処理をしていたという内容であります。それから事業開拓の部分が当然あるわけですが、そちらにつきましても総事業費が200万円で組合資金が50万円、塩沢町が90万円、六日町が60万円というようなかたちで、こういうあれが来ていますので何でもないかということではないんですが、一応そういうようなかたちで補助金の交付申請をいただきまして、うちの方で査定をして出しているという内容であります。

それからフナイ総研さんの方でございます。ちょっと私が今、正式なフナイ総研さんの報告書をここに持ち合わせてございませんので、きちんとうちの方に報告があったのかどうか。それは確認をさせていただきます。そんなことで後でまたお答えしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

種村俊夫君　それで市長にお伺いします。観光協会だとかこの商工会だとか、あと塩沢織物協同組合ですか。そういうところにいる補助金だとかといったものが、あらゆる面でいっぱい出ているわけです。その辺をどう考えているのか。例えば、公社に出す補助金もそうですけれども、どの程度までならどうするかというものがあつたのか。それとも今までそれで来たから出すのかとか、運営費に対する補助なのか、人権費に対する補助なのか。そういうきちんとしたその内規とかといったものを持っているんでしょうか。それとも単に出て来たら出す、今までどおりだから出す。それとも新規事業、これに取組んでもらいたいから出すとか。そういうことでやっておられるのか。市長はどのように今後もっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

市　　長　それぞれの補助金、あるいは負担金的なものも先ほど申し上げましたが、全て1回見直します。それで事業をやるからという補助と、それから運営費的な補助と、これもありますのでその辺も含めて、全部1回見直そうと。ですので不要と思われる部分があれば、当然カットです。今年17年度で商工会の方には今まで婦人部とか、青年部という名目を付けて出した補助、それはだめだと。商工会に出して、額をちょっと減らしたんだっただけかな。そしてそのなかで本当に青年部の皆さんの活動があつたらそこにちゃんとやって下さいと。そういういろいろメリハリは付けながらやっているつもりであります。

非常に多くありますので、惰性的にやっている部分もなきにしもあらずですが、これを機会にきちんと見直して、やっぱりそれを出した効率がきちんと上がるようにしていただかなければなりません。そういう思いでこれから全部見直そうという思いであります。

それからさっきのフナイ総研の件です。これは課長も触れましたけども、ララの経営内容もそうですが、主にはあそこに入っているテナントの皆さん方をきちんと指導します。テナントに入っている皆さん方もその指導によって売り上げが伸びたとか、経営が改善できたとかそういうきちんとした評価が出ております。報告書は一度私は見た覚えがありますが、これは第1年目かな。じゃあ収入役が監査委員で入っていますので、ちょっと答弁申し上げます。

収　入　役　今ほどのとおりであります。報告書につきましては、私は取締役ということにさせていただいております。15年度に今ほど言った改善計画を策定して、指導して参って

おります。今ほどのように成果はかなり出ていると思います。ただ1年限りではどうしてもそのテナントの関係等々で継続性がないということから、16年度、17年度までだったと思いますが、若干その指導の部分で委託をお願いしているという状況であります。

中沢俊一君 172ページ、先ほど松原議員が触れましたが、企業設置奨励金についてお伺いします。これは経過措置でこれだけの奨励金が払われているわけです。新しい条例になって新規従業員1人あたり10万円。しかも天井が1,000万円に設定されていると。非常に今は全国の自治体が企業を誘致しようとする場合、かなりのいい条件を出しているわけですが、私はこれをうちの市の条例に関する限り、大分後退していると思うんです。そういう時代に鑑みて。ここで民間から企業立地推進員、いろいろ募集して活動していることは私認めますけども、この条例がそもそも時代に合っていないければ、とてもとてもいろんな方が難儀をしても、成果が上がるわけがないと思っています。このへんにつきまして、反省することありましたら聞かせて下さい。私、反省して欲しいと思っていますよ。

それから176ページになります。細かいかたちになりますが、上の原体育館の補助金が載っておりました。これ市の方にこれから移管されるというふうに聞きましたけども、確か使用料を徴収して、多分若干の財産が残っていると思います。預金としての。こういうものの取扱いというのはどうなるのでしょうか。以上2点です。

商工観光課長 まず企業誘致の関係でございますが、合併協議の際のときには多分こちらの自治体もそういう方向ではなかったかなと思うんですが、金を配ってまで、また金を積んでまで企業の皆さん方おいでいただくのかなという、やっぱり疑問視をされたような部分があったのではないかなと思っています。

ただその後、今、巷に出ております三重県から始まって横浜、神奈川県、それから新潟県もそうですが、あっと驚くような数10億円、最高額で50億円とか。これは投資額に見合った額ということになるわけで簡単に最高額もらえるわけじゃなくて、何千億円も投資しなければそれはもらえないんですが、そういう今、新しいやっぱり流れがあります。そういうことで魚沼市の今の水の里の工業団地の方につきましても、かなり県とタイアップしまして、凄い優遇措置を打ち出しをしているという部分がございます。

そういうことで、うちの場合もこれが11月1日からこれをよしとして動いたわけでございますから、これを直ぐ間違っていたとかそういう意味のとらえ方をしたくないんですが、2階建ての部分があってもいいのかな、というのが私ども担当が考えている内容です。ただこれは2階建てですので、広く浅くいろいろな企業に該当させるということではなくて、うちの方で不足をしている企業。例えば研究所に類するとかそういう部分を限定したもので、大学卒業でしかも技術系を出てこっちへIターンだとかUターンができるような、そういう会社を絞り込んで 業種なんです、業種を絞り込んで、そういうところに2階建ての優遇策の措置があってもいいかなという部分で、これは今、部内では一応検討をしている最中でございます。

これが4月からできるとか、なかなかそういうご返事はできませんが、今の東京事務所な

どに通ったりしていますとそういう部分すごく指摘をされておりますので、そういうなかでまた財政の方との協議は当然出て来ますが、調整をしていきたいというように考えております。

上の原の関係でございます。一応指定管理者でございますので、当然利用料金制で経営をやっていただくというかたちになります。それで今、確かに旧の管理組合の皆さん方で運営したときの若干な残金があるようでございます。ただそれにつきましては、今年からうちの方で委託料を出してございませぬので、そういうなかで一応使い込んで、できる限りゼロの考え方のなかで指定管理者の方、受け皿を作っていたらいいということ。地元の方にはもうそういう受け皿の団体を今作るべく協議を重ねておりますので、特にそんな問題がなく、受けていただけるだろうなという感触は持っております。以上です。

市長 1点だけ、先ほど松原議員の方からも話しが出ましたし、平米5,000円の奨励金であります。これは工業再配置法ですか、これによってこれを支出した部分は何か交付税の対象になってからずっとそういう制度があったんです。ところが16年度いっぱい確かこれがなくなりましたね。そういうこともありましてこれはとても1自治体が何のそういう支援いただく制度がないなかで、平米5,000円を出してまでというのはちょっときつ過ぎるということで、この制度は市の単独ではとてもできませんので止めましょうと。そして今、課長が言いましたように、ちょっと新しい制度を考えたということでもあります。

具体的にある程度、相当規模の企業等がこちらに立地をしたいとか、そういう部分があれば、それはまた特例的にはいろいろやらなければならないと思っています。当然議会の皆さんと相談しながら、どういう部分が一番その企業に対していいのかということも含めまして、そういう方法はやっていきたいと。特例的にはやっていきたいと思っております。この制度を止めたというのは、そういう前段がありましてということをご理解いただきたい。

中沢俊一君 本来であればこういうことは一般質問で正すべきだと思うんですけども。私も実は8年前の12月議会で翌年の3月にこの設置条例が期限を迎えていたものですから、質問をさせていただいた経過がございます。その当時、平米5,000円というこの奨励金。これがそもそも時代遅れだという指摘を、私は民間の一種のベンチャー企業の経営者から受けました。もちろんいろんな形態の企業あるわけでしょうけども、この地域にどういう企業の芽をつけねばならんかと、今、課長おっしゃいましたけども、その2階建ての部分ですよ。何でもかんでもいいから臨時で直ぐ首を切られる工場型のものを入れればそれでいいんだというふうに考えるのか。ちゃんとした目的をもって戦略をもってこの条例を制定をするのか。私は大きい違いが出ると思っています。ですから今後の今、課長が言われたことを本当に私は期待したいと思っていますし、この地域の親、あるいはまたその教育を受けた子供たち、私はこのへんに大きく関与すると思っていますので、ひとつ前向きにやっていただきたいと思っています。

片桐貞夫君 1点だけお聞きをします。176ページの上の原体育館、今ほど中沢議員からもありましたが、私はこの問題 ちょっと質問の中身は違いますけれども、課長がこ

の問題については私以上に熟知してるわけですから、あまりいろんなこと言わなくてもいいと思うんですけども。私どもは、これはユースの国際大会でできた体育館ですから、ユースの体育館、こういうことで今までずっと利用してきているわけです。

先ほどの説明にあったように、来年3月31日ですか、もう償還が終わって、市に寄付採納をするというこういう経緯になっているわけでありまして。本来ならば体育館というのはみんな社会教育課がこれが担当課になるわけですけども、この体育館だけは商工観光課だそうです。これは内容に違いがあるということで、今までの経緯のなかでそうやってきたと私は理解をしています。

この間の一般質問のなかでもちょっと市長とやりとりをした経緯がありますが、来年の4月に市長は公からこの民にということで、市のもつ公共的な建物については指定管理者制度に切り替えると。こういうやりとりもさせてもらったわけですけども。おそらく年内にこの関係では説明会があったり、公募があったりして4月1日にはもう切り替わるという、そういう予定になっているんだろうと思います。

今ほどちょっと触れましたように、これは商工観光課が担当ということですね。私も上の原観光事業団とはスキーの関係でかんでいますから、大雑把なことは知っているわけです。従来、この観光の関係にも大分この体育館利用したと、そういうことがあって担当課が商工観光課になっているというふうに私なりに理解をしています。

ですから、指定管理者制度に当然移行していくわけだと思いますので、上の原の事業団、あるいは若手の連中等ともいろんな議論はしてきていますけれども、ぜひ、前段のなかで指定管理者制度に 私としては地元が今まで菖蒲園も管理もしている、上の原の池も管理しているというようなことで、地元が委託を受けて関連している設備をみんなやっていたようですから、ぜひ、指定管理者制度にのっかって欲しいなという願望をもっているわけです。

このへんは体育館というのはちょっとね、他の菖蒲園や何かとまた違うわけですから、十分にひとつ課長の方から地元の関係の皆さんに、いろんな話はされていると思いますが、今度は指定管理者制度に切り替わるわけですので、前段でさらに詳細にわたる指導をしていただいでですね、私としては4月以降はすんなりと指定管理者制度にのって欲しいなと。こういう期待をもっていますので、そんなことで質問というより要望が多いわけですけども、この関係でもし課長の方から現状みたいなものがちょっとでも報告されるのであれば、一言お願いします。以上です。

商工観光課長 今、議員さんがおっしゃったとおり、商工観光の今の管理の状態ですと、基本的には菖蒲園があると、あれが中心かなという。キャンプ場もありますが、そんなところかなというふうに考えておるんです。あそこにはつつじ園もありますし、それから隣にはグラウンドもありますし、体育館もあるというようなことで、主体としてはやっぱり観光的な要素で使う。ここは合宿の受け入れなんかもやっておりまして、そういうのがかなりウエイトの大きいところでございます。

今はその関連をする課と調整をしまして、上の原地域の一带につきましては、全て観光施

設のなかに包含をしまして指定管理者制度のなかに採り込んで処理をしたいという考えであります。今のところ関係する課の方からは全部同意をいただいておりますので、私どもの方で一元管理ができるのかなという考えでございます。昨年の春以来、指定管理者につきましては、地元の方で今まであった組織を一応廃止をしていただいて、指定管理者に向けて動きがとれるような組織づくりもお願いをしているような状況でございます。ですのでこの皆さん方がこの後やらないよということにならない限りは、当然指定管理者ですので、取り組みできるかどうか別にいたしまして、最有力候補になるだろうと。こういうふうを考えて降ります。以上です。

片桐貞夫君 わかりました。わかりましたがおそらく今、課長も触れたように、従来の格好ではちょっとこの指定管理者になっても戸惑う面もあるんだろうと思いますから、その点だけひとつ十分な指導してもらおうように、そのことだけ申し上げて終わりにします。

岩野 松君 1点だけお聞かせ下さい。ちょっと門外漢なものですが山岳遭難対策事業費のことについてです。先日、溪流釣りに行った方が遭難されました。それで具体的にちょっとお聞かせいただきたいんですが、ここに救助隊報酬というのが41万7,100円ですか、決算として出ています。例えばそういう遭難者というときには、まずこの遭難救助隊の方が出られるだろうと思うんです。その他に手が足りなかったり、直ぐ見つからなかったりした場合は、例えば地域の観光協会とか、それからあれば山岳会の人たちなんかも含めた応援体制とかそういうのはとるんですかどうなんですか。そこらへんまずお聞かせ下さい。

商工観光課長 まず山岳遭難救助隊につきましては、2つの仕事があるというふうに考えていただきたいわけです。1つは登山道の整備、それから山小屋の管理、そういうのがございます。それからもう1つは、あってはいけないとは思いますが、事故があった場合の対応というかたちになります。

それで今私どもの方が予算化をしている内容は、基本的には先ほどの登山道の整備とか草刈だとか、それから非難小屋の管理、この部分が主にこちらの対象になります。それでたまたま先日、三国川の十字峡の奥の方で釣り人が流されまして、昨日発見されたわけですが、そういう部分というのはあくまでも遭難救助の部分になります。遭難救助になりますと、今このへんですと六日町警察の署長さんが郡対協の会長になってございまして、こちらの方に遺族から捜索の依頼が出ます。捜索の依頼です。だから捜索の依頼がなくて、出て動いてもこれはどこからも、その報酬がいただけない状況が生じます。ということでこれはあくまでも身内の方々とか一番親しい方だとか、要は負担をできる方から捜索の依頼を出してもらって、それから動く。そのときにはこれは今度は救助隊の動員になりますので、救助隊の出動につきましては警察の署長から市長に出動要請が来まして、市長から該当するその救助隊のところに出動要請が行くというかたちになります。

結果としましては、出たものについては、先ほど捜索依頼を出されたの方々の方に、後で捜索が終わった段階 これは発見できる場合もできない場合もあるんですが、遺族の方々なりがもう捜索を中止して下さいということがひとつの切り目になりますので、その段階で打

ち切ります。そうしますとその出た日当とか、保険とか、全てを計算をしまして、遺族の方々の方に請求を申し上げるといふかたちになりますので、そのようにこの部分はちょっと分けて考えていただければと思いますが、以上です。

岩野 松君 大体わかりました。ありがとうございます。そうした場合、例えばここにある救助隊の人たちと、それからそうでないボランティア的な、例えばOBの人たちとか、山登りに長けている人とか、そういう人たちへの応援があった場合も同じようかたちで支払われるというふうに考えていいんでしょうか。

商工観光課長 基本的にはボランティアで来られて邪魔にならない分にはよろしいんですが、私どもの方から要請しません。なぜかというとな事故のあったときの対応ができないようになっていきます。これは隊員だけが保険に入っている内容ですし、そのためにこれは非常勤特別職にさせてもらっていますので。これはいくら気持ちがあっても来られても、事故があったとき対応できないことになりますから、私どもの方では要請はしないというスタイルをとっておりますので、ご承知いただきたいと思います。

上村一郎君 こんなこと言ってどうかと思いつながりながら議長にお願いをしますが。やはりこの決算ということ、議会も執行部もきちんと受け止めたうえで、議事進行をお願いしたいなと。こんなふうに思いますが、よろしくをお願いします。

議長 今ほど、40番議員から質疑の内容についての要望がありました。質疑をする議員の皆さんから、心して内容を吟味していただきたいというふうに思います。

以上で第7款の質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第7款商工費に対する質疑を終わります。

議長 市長の関係で休憩をします。再開は午後1時20分に再開します。

(午前11時38分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時20分)

議長 第8款土木費の説明を求めます。

建設課長 (説明を行う。)

都市計画課長 (説明を行う。)

議長 土木費に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって土木費に対する質疑を終わります。

第9款消防費の説明をもとめます。

総務課長 (説明を行う。)

議長 消防費に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 防災用の電気設備といいますが、本庁舎と大和庁舎の内容が、90キロボルトと10キロボルトというふうになっていますが、大体庁舎全体が稼働できるような設備なのか、そこをお聞きしたいと思います。

総務課長 電気設備、非常用電源につきましては、庁舎全部というわけにはいきませんが、各主要な部分ということでやっております。1階につきましては電気につきましては、市民課と保健課がありますが、あの中間の辺りのところの電灯を点ける予定になっておりますし、それから税務課の周辺。それから2階につきましては総務課、それから応接室が防災対策の会議室になりますので、そこ。それから企画課が電算等の設備の管理をやらなければなりませんのでその部分。そんな内容となっております。もちろんそこには非常電源が付きますし、住基のネットワーク、住民票、それから納税の資料等が稼働できるような体制をとります。非常電源もコンセント等も付きます。

大和庁舎につきましては、1階の市民課の分室のところを中心になって電灯が点くと。そんな内容となっております。

岡村雅夫君 私は大和病院等でやっているようにバックアップ電源と申しますか、要するに電気が来なかった場合、全庁を復旧させるような感じのそういった整備ではないということですか。ということは新たな配線をされたのか、一部の回線だけ接続できるようなそういう工事をするということですか。全庁舎内をそうした場合、要するにバックアップする場合との比較なんかはやってみましたか。

総務課長 全庁を点けるということになりますと、非常に大きな発電機を付けなければなりませんので、とても対応ができません。経費が何倍もかかります。そんななかで、極主要な部分につきましては、厳選して付けるということでやっております、細かい比較はしませんが、一部配線を変える程度で、今回工事を終わっております。以上でございます。

和田英夫君 この降積雪量の観測報償費、これはちょっと何ヶ所くらいか。あるいは市のそれぞれの施設等々で行われているのかなという気がします。

それから気象観測の次のページのは、これ何ヶ所くらいで行われているのか、ちょっとお願いします。

総務課長 降雪につきましては、六日町で欠ノ上地区、それから城内中学校、大和で確か三用・・・赤石ですか、赤石小学校だと思いました。

それから気象観測につきましては、機器の委託の点検でございますので、特に委託で気象観測はしていなかったと思います。

和田英夫君 この降積雪のこの観測、これは非常にある面では大事なわけです。今までの議論のなかで市役所なり、各地区の公民館といいますが、そういう公的な施設が各地区あるわけですから。しかもそういうところへ常駐なりの委託職員、嘱託職員とかという方がいるわけですから、そういうことでの工夫によってこういうのを必ずしもその小学校なりに。確かにかつては大和地区は、後山と三用小学校だったと思うんですけど、こういうのはやっぱり公の施設でやるようなことで、特にこういう報償費というのはもらわないでもいいんじ

やないかという気がするんです。その辺の考え方をお願いします。

総務課長　それから先ほどの降雪の関係でちょっと落としましたが、大和庁舎と本庁舎につきましてはやっております。その他に今言いました欠ノ上とかそういう施設につきましては、やはりその用務をその時間に行って測っていただくというようなところがありまして、今は委託料を。その欠ノ上につきましては、特に全く民間の人に頼んでいる。それから公で人間がついているところの施設がありませんので、学校ではありませんので、なんです。学校等のところにつきましては、もう少し工夫ができるかどうか今後の問題として考えていきたいと思えます。

現在のところにつきましては、その赤石だったか三用だったか、そういう部分とか、それから城内中学に関しましては、職員のなかで対応できるかどうかという部分でございますので、その辺については考えていきたいと思っております。

笠原幹夫君　水防倉庫の除雪委託があるんですが、除雪のことではないんですけども。水防倉庫は普段、何と何を常備しておくというふうに決められているのか。場所によって若干違うかもわかりませんが、基本的には常備する資材等が決まっていると思うんですけども、お聞かせ願いたいと思えます。

それから点検等は、一定の期間おいてやるのか。もちろん災害があった直後は当然補充をしなきゃならないわけですけども、普段はどうしているのか。また、そこは総務課でやっているのか、あるいは各地域の消防団等に委託をしているのか。

実は先般の水害の際にも土嚢なんかはそこから持って来るということでなくて、業者の方へ直ぐ手配をしたのかどうか。業者の方は持って来たというような、あるいはサービスだったのか。わかりませんが、そういう何か傾向もあったように感じられましたので、その辺をお聞かせ願いたいと思えます。

建設課長　水防資材倉庫にどのような品物を整備、常備しておくかという内容でございます。法的にどうだかというのはちょっと調べて回答いたしますけども、通常は土嚢とかそれから蛇籠ですね、木杭、それから縄ですか。それからそれに使うハンマーとか番線とか。そういったものを常備しているという内容でございます。

それで毎年シーズン前には、特に縄等はそうですけれども、劣化していて使えないと困りますので、そうしたものについては点検をしているという状況でございます。(「どこで、建設課でやっているわけですか。」の声あり)建設課でやっています。

議長　業者から土嚢が出て来てというのは。

建設課長　今回の水害でそういったことがあったかもわかりませんが、水防倉庫にもそれなりのストックはしてあります。水害等が予測をされる場合には予めその水防倉庫から土嚢等の資材を庁舎の方に持って来て置きまして、何かあった場合には対応できるようにしておきます。その土嚢に入れる砂等につきましても、ここでいえば庁舎の東側の保健センターの裏ですか、あそことか文化会館の駐車場とか、そういった要所、要所には砂を用意しているという内容です。

議長 長 ほか。

(「なし」の声あり)

議長 長 以上で消防費に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。よって第9款消防費に対する質疑を終わります。次に第10款教育費の説明を求めます。

学校教育課長 (説明を行う。)

社会教育課長 (説明を行う。)

学校教育課長 (説明を行う。)

議長 長 教育費の説明が終わりました。教育費に対する質疑を行います。

志太喜恵子君 216ページの赤石小学校特殊学級教室改修工事という段がありますが、これが3階という説明を受けました。私は特殊学級の今年の生徒さんは3階でも間に合う方であるかも知れませんが、100万円くらいでエレベーターが造れないわけだし、どういうふうにその人は歩いて3階まで。また何で3階を指定したのかお聞きしたいと思います。

それから226ページの青少年育成センター運營業務委託料、これが130万円ほど消化されているわけですが、どんな業務をどんなふうに委託しているのか、内容を。それからこれから塩沢とも合併して、この青少年育成業務というのは、どういうふうな発展の仕方があるのかお聞きいたします。

学校教育課長 それでは第1点目の216ページの赤石小学校特殊学級改築工事の関係ですが、これにつきましては特殊学級になりますと、身体的にちょっと不自由だという方もおりますし、またちょっと知的と言いますか、情緒的と言いますかそういった方がちょっと不自由だという方もあるわけであります。赤石小学校の場合では身体といった面でなくて、そういった違った面での特殊学級ということもありまして、自分で階段は上がって行かれるということでもあります。

なぜ3階かということになりますと、赤石小学校の方でそういった教室を作れる場所がいいところはないかといったことで、ちょうど多目的ホールのところに作るのが一番良かったといったことからの選択であります。

社会教育課長 226ページの青少年育成センター運営費の委託料の関係の133万5,000円でございますが、これは1名の方に運用委託をしてございます。1名の方に。内容的には青少年育成センターの、いわゆる市の健全・・・何て言いますか、青少年関係の事業の事務局、それから育成センターのなかのいろいろの相談業務等々をやってございます。

それから塩沢と合併した後でございますが、一応予算的にもここに統合いたしましたので、この育成センターを中心に、南魚沼市、塩沢も含めた全体のなかでの青少年健全育成というなかで、市民会議はもとより、全体的な青少年の育成の統括を図って事業をやっていくというかたちの内容でございます。

志太喜恵子君 赤石小学校の場合ですが、生徒さんは歩いて3階まで行かれるという今

年の生徒さんだそうですが、100万円もかけてどんな改造をしたのかなというふうに私は考えます。100万円もかけてその生徒さんのために改造して、今度は身体の不自由な方があった場合は、また下へ降りて改造しなければならないわけですが。でき上がったのだから文句を言う必要もないかも知れないけれども、私はそういう特殊学級は1階に設置すべきというふうに関連的に思っております。これからそういう場合があった場合は、どういうふうにするのか、聞かせていただきたいと思います。

それから青少年育成センターの場合、私、耳が悪くてちょっと聞き取れなかったんですが、場所がどこでということをおっしゃる。

学校教育課長 議員さんが言われますように、特殊学級を作ることになりますと、身体等の場合につきましては1階の方が好ましいということは、私もそう思います。ですが赤石小学校で学校側の方とも相談したなかで、適当な場所を探したわけですが、どうしてもそこしかなかったといったこともあります。将来的にまた身体の不自由な特殊学級生がいるかというのはわかりませんが、今回につきましては、身体でなくて自分で歩いていける方の特殊学級ということでありまして、新たにまた1階に増築というのもまたお金がかかります。3階にそういったホールがありますので、その壁とか床も直しましたし、仕切りも作った。そういった内容で改造させていただいたものです。

社会教育課長 青少年育成センターの場所は、二日町の体育館がございまして、その脇にございまして。さらに先ほどの業務の内容にもう少し付け加えまして話をしますと、街頭巡回、それから教育相談、あるいは地域の健全育成団体の活動の支援というようなかたちを主にやっております。以上です。

上村 守君 数字のことを何点かお聞かせいただきたいと思います。まず206ページの教員住宅維持管理費がありますが、今、どの程度教員住宅が利用されているのか。入っているところもあれば入っていないところもある。またこの頃学校の先生は、教員住宅入りたがらないという傾向もあるわけですので、その辺の状況を数字でひとつ聞かせて下さい。

それから2番目は、214ページ他ですが、パソコン。どの程度授業に利用されているのか。先生方はどの程度使いこなせるのか。全体として、この南魚沼市のパソコンの普及率というのはどの程度なのか。小学校、中学校合わせて聞かせて下さい。

学校教育課長 第1点目の教員住宅の利用状況であります。全部で六日町21戸、大和15戸の教員住宅があります。そのうち現在と言いますか、平成16年度において、空いていた内容といたしましては、東泉田教員住宅で3戸、それから後山の教員住宅で1戸、それから長森、宮の教員住宅はそれぞれ空いていたといった内容であります。その他に付きまして、大和の方のその他の教員住宅については、全部入っているという内容であります。

それから214ページのパソコンの関係でありますけれども、どのような利用があるかという内容であります。これにつきましてどの程度使っているかという内容については、また後で説明させていただきます。小学校におきましても13校全部整備されております。

その台数につきましては、なかには学校によっては20台、あるいは30台、40台とい

った内容であります。40台あれば1学級40人以内でありますので、全員がくっつけるわけですけれども、20台という学校もありましたので、どういうふうなかたちで使っているのかなというふうに思っています。不自由はしてないかというふうに聞いたんですけれども、半分ずつに分けて、一人は図書館等でいろいろ調べものをして、半分はパソコンと。そういったことの工夫によって、20台でも不自由なくやっているというふうなことを聞いております。

その他今、落としたのは、どのくらい使っているかという利用状況のことでしょうか。（「先生」の声あり）先生については、ほとんど使えるようになっていると思います。大和におきましても、確か15年度におきましてそういった専門の方を講師として呼んでやっているようでありました。六日町もそうでありましたけども。今、16年度においては、そういったかたちで外部から講師を呼ばないで、もう自力でやっているのではないかなということでありまして、これについてもまた再度確認させていただきます。

中学校ですか。中学校のパソコンの状況ですか。中学校の方も同じように全て揃っている。台数は別でありますけども、小学校と同じような状況であります。

上村 守君 まず教員住宅ですが、これでいくと六日町は21戸あって、今、5～6戸空いているということですか。（「はい」の声あり）大和の場合は、なかなか事情があってというか今、後山は2つ空いているか。入り手がないという状況を分析をして、私のいるところでは、町有住宅に 教育財産から一般財産にして広く町民の人に貸し与えたというようなことがあったんです。

東泉田だけは警察の上側のあの古い建物だろうか。（「そうです」の声あり）あれではなかなか入り手はないな、というのは理解ができる部分があるし、学校の先生方は今民間のアパート等にもいいものがあるし。できれば時間が終わった後、学校から束縛されたくないというような話も聞いたことがあるので、その辺の状況を分析して、あまりにばかげに修繕費がかかるようなら考え物だなと私は思っているんです。これのその空き部屋になっている理由、あるいは教員に対するアンケート等をやったことはあるのか。細かな、何で空いているかという分析はされたのかどうか。

私は大和の後山の事情というのはある意味じゃあ理解をしているんですが、六日町の状況はわかりませんのでその辺の状況と、今後あまりに入り手が長らくないようだったら、大和方式にでも考え直した方がいいんじゃないかと思っているんです。その辺の方向みたいなものは検討されているかどうか、聞かせていただきたいと思います。

それからパソコンですが、一時はばかげにブームで、パソコンをやらない学校は一人前の学校じゃないみたいなのがあったんだけど、この頃またそのパソコン授業というのを見直されて、パソコンが必ずしもオール教育のためにいいとばかりは言われていない部分もあるんです。その辺の対応を、教育委員会等でパソコン授業に対する考え方なんかを少し議論したことあるかどうか、この2点を聞かせて下さい。

学校教育課長 大和の教員住宅につきましては、比較的全部平成に入ってから教員住

宅になっております。浦佐が昭和48年ですが、あとその他のものについては平成2年、平成3年、平成8年と比較的新しいわけです。

六日町の教員住宅につきましては、昭和41年から43年にかけてのがほとんどということで、一番新しい藤原教員住宅は昭和54年ということでありまして、そういう関係もありまして、宮と長森教員住宅は最近ほとんど入っていないということで、これを市営の方にまわすということは、それも難しいような状況であります。

ただ、東泉田の教員住宅もそんなに新しくはないんですけども、これについては約半分くらいは市営の方に。教員住宅とそれから市営の方に半々くらいになっております。

それからパソコンについて議論したことがあるかということでありまして、パソコンについて、教育委員会として議論したことはありませんが・・・パソコンについてはじゃあ教育長の方から。

教育長 パソコンを使った授業の部分であります。以前はパソコン教室で子供たちがパソコンに触れて、そしてパソコンの使い方を覚えるというふうな部分が、一番最初の段階ではそうだったようであります。

最近はやはりインターネットを使って、よそでやっておられる授業、あるいは大先生のやっている授業、そういったものも見られるようにしたい、というふうなことで委員の方からの提起がありました。教育委員会としても、私どもとしても、研究していこうということにはいたしました。

それがこの6月頃の話であります。まだ具体的にそのための条件整備をどういうふうに進めていくかということまでまだ議論は行っていませんが、今の委員会になりましてからそういうふうなことで、委員からの提起がありまして、研究を始めたところであります。

上村 守君 教員住宅の件を。市長、今のその50何年、昭和の時代の忘れ物みたいになった教員住宅。建て直すのか、あるいは私は民間のアパートなりマンションなりを、一定の助成をして入ってもらった方が、わざわざ多額なお金かけて新たに教員住宅を建てる必要もないというふうに思っているんです。今後ね。今だって空いているわけだ。去年も。こういう状況を踏まえて、市長としてどういう取り組みを考えておられるのか、この1点を聞かせてください。

市長 今、課長がちょっと話したように、旧六日町の部分は相当古くて、もうそれこそちょっとばかり修繕して入ってくれと言っても、入るような状況ではないということをご理解いただきたい。これを修繕して教員から入ってもらうかということ、これもなかなか今の皆さん方はやはり自分でアパート見つけるという方向が強いようでありまして、特にこれから教員住宅を増やしていかなきゃならんという状況にはないと思います。

いずれはもう用がなくなれば 補助の関係があってもまだ残しているのかな。そういうのは切れたんだ。(「はい、切れています」の声あり)いずれはもう解体整理してでも、それで結構だと思います。維持管理費がからない状況にしていかなければならないわけです。

後山でひとつですね。本当は、あそこで簡易郵便局を運営している方が、ちょっと事情が

あって辞めたいと。地域の人でそれを運営していかなければならないけれど、場所がないからその空いている教員住宅を貸せないかと、こういうことだったんです。これはまだ補助が残ってしまって、目的以外に使えるとかですね。

やっぱり今、その国の方も相当いろいろの面でそういうことを緩和しているわけでしょうが、何か補助金を投入するともう目的以外に空いていても使えないとか、そういう弊害は出ています。使ってもらえない部分については、これからやっぱり教育委員会と相談しながら、もう見込みのないところは全部整理するという方向がいいと思います。

市の方での市営住宅的な問題も 木村議員さんがちょうど質問ができなくてお答えもできなかったわけですけども これはまたそれなりに相当需要もありますので、いろいろ考えていかなきゃならんかなと思っています。教員住宅についてはさもう考える必要がなくなったのかな、という気はしております。まだ教育委員会と相談しておりませんので、確たることは申し上げられませんが、私の頭のなかはその程度であります。

学校教育課長 先ほどパソコンについて保留していた内容であります。パソコンの台数につきましては、小学校については先ほど言いましたように20台から40台くらいの間であるということですし、中学校についてはほぼ40台ということで、1人1台といった内容で整備しております。

それから利用状況につきましては、小学校6年を例にとりますと、週1時間から2時間くらいの利用状況といった内容であります。低学年になればそれよりももう少し少ないといった内容です。中学になればもう少し多いといった内容だと思います。あと学校の先生の指導の内容でありますけども、ほとんどの先生が使えるというふうな状況だそうです。

議長 先ほど40番議員から提言があったように、使った金の使い道の審査ですので、政策論議にあまり入らないように。

岡村雅夫君 216ページの要保護とか準要保護という項目がございますが、小学校、中学校あるわけです。人数を報告いただいたわけですが、この人数の推移というのはどんな感じになっておりますか。増える傾向にあるのかお聞きいたします。

それから、234ページの上の方ですが、文化振興負担金補助金事業費のなかの八海山「白の世界」文化村補助金ということで1,900万円ほど出されておりますが、これには指定寄付金も含まれているというあれがありますけれども。大和町の例の文化資料館ですか、美術館については、一定の額で委託料を払っての契約をしているわけです。ここについてはこういうふうにやっぱり会計にあがってくるようなかたち、要するに直接運営というかたちでやっているようです。実際の内容は同じような感じがどうもしまして、池田記念美術館に関しても、関連の会社等が寄付金でほとんどの事業費を賄っているというようなことなんですが、その辺を少しお聞きしたいなというふうに思います。

それからもう1点ですが、236ページ、南魚沼市郷土史編さん事業費ということがございます。説明では13年から24年にかけて、要するに12年間六日町を調査し、編さんをしていくということ。それでその最終年に大和の町史の下巻を完成するのか、どうなのか

ひとつ。そのまたスタッフ等が、そのスタッフでやるというような話を耳にしたことがございますけれども、その辺はどういった考え方でいるのか。

趣旨から言いますと、私は要するにこの合併をした段階で旧町史を編さんし、残すという目的がもしあるとしたならば、同時に何らかのかたちができないものか。当然各この地域の背景等が入るわけでありますので、改めて24年になってから大和町史ということではないと思いますけれども、ひとつその辺お聞きします。

それからメンバーについては、いつか目にしたことがあるのは、大和町の関係の方がこのなかに入っていないというふうに私は若干見た覚えがありますけれども。その点をひとつ、どういったかたちをとろうとしているのかお聞きいたします。

学校教育課長 216ページの要保護・準要保護等の就学援助費の関係であります。人数的には15年度と比べますと増える傾向にあります。1例を挙げますと、要保護・準要保護につきましては、先ほど179人というふうに申しあげましたけれども、前年度に比べまして、約20人くらい増えているといった内容であります。特殊学級については4人くらい増えているといった内容であります。特殊学校についてもそういった同じような傾向で増えているといったことでもあります。以上です。

社会教育課長 まず1点目の八海山「白の世界」文化村の補助金のございます。ここで決算の額は1,900万円になってございますけれども、16年度全体ですと、2,700万円というかたちになってございます。内訳で市の方で700万円、その他は富岡画伯の息子さんでしょうか、の指定寄付というかたちのなかで賄っておるというかたちでございます。

池田記念美術館とトミオカホワイトの方の運営的なものはそうそう差はございませんけれども、池田記念美術館の方は財団の池田記念財団の後ろにベースボールマガジン社という一流と言いましょかね、会社がついておりまして、不足分はそこから出しているというかたちでございます。

トミオカホワイトにつきましては、市から700万円出しておりまして、今まで不足分はその都度寄付金というかたちのなかで対応してきたというかたちでございますが、その寄付金そのものがただ個人的なかたちの寄付金でございますので、今後財政的に少し基盤が弱いのかなというかたちの問題点は残っております。

それから236ページの郷土史編さんの関係でございますが、まず最終年度は24年でございますけれども、六日町を24年で完成をさせた後、大和町の下巻を出すというかたちの予定にしております。

大和町の下巻というのは内容が、近現代の部会というかたちになってございまして、近現代の部会の方に状況等で話をしたかたちのなかで、六日町の地域、それと大和町の地域はそうそう時代的、背景的にずれはないので、六日町の今の資料収集調査等と合わせて、大和の下巻の資料収集調査もできるのではないかと、こういう見通しのなかで進めておるというかたちの内容でございます。

それからスタッフの関係でございますが、今現在、編集委員会、編さん委員会があって、編集体制、執筆体制というかたちの3段階になってございます。一応六日町町史を土台にスタートしたものでございますから、ここに来て大和町史の関係を、というかたちのなかで、即スタッフをそこに補強するという、今現在の段階ではなくて、もう少し先に行ってから大和町史の関係でスタッフが必要であるならば、付け加えるというなかで進めたいというかたちでございます。

同時に発刊ができないかというご質問でございますけれども、一応、編集委員会の方針として、六日町の方を完結をさせて、という予定でございますので、そんなかたちのなかで今現在進めておるとい状況でございます。以上です。

岡村雅夫君 私は最初の問題についてですが、要保護とか準保護等が非常に増えてくるのかなという感じをもっています。生活保護とかそういう問題の前のやっぱりひとつの救済措置かなというふうに感じているわけであります。なかにはこの制度を知らないで大変窮地に陥っている方もおるようでありますので、これを周知させる方法はどういうかたちを採っているか、ひとつお聞きしたいと思います。声を出さない人は問題ないというふうにとらえてばかりではいけないかなというふうに思っております。

次にトミオカホワイトと池田美術館の問題を併記してお話しましたが、ほぼ内容的には同じかなという、要するに仕事の量的な部分は同じだと思っております。そういったなかでこの、個人の品物を展示している、そういった美術館でありますので、こういった現象が起きてしまうのかなという気がします。しかし私は、この美術館とかといった文化施設というのは、ある程度力のある自治体というのはそれを司る力が必要だというふうに思います。

こういうのに頼っていると、ひとつの例が大和の美術館の場合そういう懸念が当時あったんですが、自分で施設を、要するにどこか借りるか使うかして保管しておいた方が、実質的にはいいのかなというふうに感じます。撤退するわけですね。撤退してしまうと、その美術品というのは財団への寄付金でありますので、財団がごっそり持って帰るということになります。要するにも抜けの殻になると、こういった現象が起きやしまいかという懸念を当時したものであります。

そういったことをなくするためにはいかにその経営がしっかりしているかと。そしてまたそれが公的なものであるとするならば、そこに資産としてその美術品等が永遠に残ると。こういうことになると思うんですが、その辺の考え方をひとつお聞きしたいなというふうに思います。

次に郷土史編さんについてです。どういった趣旨でこの六日町のその郷土史を編さんしなきゃならないのか。そしてまたこの今、合併にあたって2町なり あるいは塩沢はもうできているんですね。塩沢はもう完結しております。そういったその歴史を留めるという立場からしますと、なるべく早い方がいいなというふうに私は思いました。

新たにそれからというのは、二重の経費がかかるのかなと思いますし、今ほどの答弁のなかでは、大体地域的、あるいは背景的には同じだということでありますので。ただその地域

のことが若干違う部分というのは客観的に見る人よりも、その地域に住んだ人が、あるいはそこを研究している方が入った方がいいかと思います。私はここでメンバーを補強し、そしてより精度の高いものを求めると。要するにその人が六日町専門のメンバーじゃなく、大和も六日町も見れると。そうすると今のメンバーよりまたそれなりの補強されたかたちのものができるのかなというような感じがしましたので、後ではなくて、ここでひとつ補強をして同時完成を目指すというような考え方がなぜできないのか、私はちょっと分かりません。

旧大和の住民として見ると、趣旨から言えば多分同じに完成して、さあどうぞというふうに公開した方が私はいいような気がします。まあ先がある話でありますので、先送りして必要になったら補強してなんて話じゃない方が、私はいいかなというふうに思いますので。なぜそうできないかという何か理由があったらひとつお聞きしたい。ぜひ一緒にやっていただきたい。

市長 トミオカホワイトと池田記念財団の件であります、トミオカホワイトの場合は美術品は全部富岡先生から旧六日町に寄付していただいております、六日町の所有物であります。それが故に富岡先生も六日町の名誉町民というかたちをとったわけでありませけれども、池田記念館の場合は財団の持ち物でしょうか。いろいろありますが、またこの塩沢も入りますと、牧之記念館、今泉博物館、いろいろ類似施設がございます、いずれはこれをトータル的に、どうしていくかということを考えなければならないだろう。経営状況もじり貧であります。

そんなことで、富岡先生の場合は息子さんの秀さんから今回1,500万円寄付をさせていただいて、それで諸々のことは全部、早く言えば何て言いますか、縁を切るということじゃありませんけれども、富岡画伯の肉親としてそのなかの理事とかそういうことに加わっているのも、皆さんが遠慮してどうもなかなかいろいろの面で難しかろうというような意味も含めて、八海山「白の世界」文化村という財団があるわけですけれども、その今までいろいろ諸々の、借入金とかそういうものがありまして、それらを清算する際に使ってくださいということで一応寄付いただいたわけであります。

そういうこともあって、いずれはそう遅くない時期にそれぞれの施設、今後の運営を含めてどういう 例え市営でやるとか、例えです。どうしようとか、そこをちょっと出さないと困ると思っています。それらもまた検討をしなければならんと思っております。

それから町史編さんの件は、ご承知のように六日町が12年だか13年から始めていたんです。ですので合併でそれを南魚沼市が引き継いでということで、さっきの何かもありましたね、大和がそういうことを始めていたから、それをそっくり引き継いで合併すると。合併ということでありますから、引き継ぐのは当たり前ということであります。

大和さんの場合上巻ができていたと。下巻がまだ揃っていないということですので、それも当然整理しなきゃならない。ただ松永先生という方が編集委員長といいますが、編さんの委員長さんであります、確かさっき課長が触れましたように、あっちもこっちもののはなかなかでき辛いということだと思います。そっくりまた別個に、大和は大和部分の編さ

んの委員会でも立ち上げてやれば、これは別だかもわかりませんが、

そういうことで私どもも同じ頃終わればいいがな、というつもりはあったんですけども、そういう専門的な立場のなかでのお話でありますので。極力早めにはやろうと思っていますが、なかなかそのお金を出したから直ぐじゃあできるというものでもありませんし。そういうこともあって、今の予定はそういうことだということです。またそれは松永先生やその編さんの委員の皆さん方に課長の方からも話をいただいて、議会でこういう声もあったが、という話を伝えてもらいますので、そういう方向でやります。

決して大和が入っていなかったから遅くていいんだとか、そういう意味ではございませんので、合併したんだからお互い公平な立場でやっていこうと思っていますので、よろしくお願ひします。

学校教育課長 第1点目の就学援助の制度周知についてであります。これにつきましては毎年2月1日号の広報に事業概要等を載せております。併せまして同じような時期に、各学校長にその申請書のとりまとめということで、概要とそれから申請書を各生徒・児童に配りましてやっておりますので、周知の方についてはかなり徹底しているというふうに考えております。

議 長 質疑の途中ですが休憩をします。3時15分に再開します。

(午後2時54分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時15分)

議 長 休憩前に引き続き、10款教育費の質疑を続けます。

中沢俊一君 226ページ、青少年育成センターのことでちょっとお伺ひします。不登校のことですけれども、最近、全国的に見れば少子化の傾向もありまして、不登校の数は減っているという話を聞きますが、ただ当市においては必ずしもそうではないと。

現場の皆さんのその努力がわかるだけに、どうも教育委員会の方で抜本的な、そういう何て言いますか、前段の処置がとられているのかどうか。学校であろうが家庭であろうが。ちょっと私、教育長のお話を聞きたいと思っていますが、いかがでしょうか。

教 育 長 家庭での子供の数が少なくなればなるほど、私としてはむしろ不登校傾向に陥り易い環境が整うというか、進むというふうに想像するんであります。議員もきつとご承知だと思いますけれど、なかなか親と子の人格の独立といいますか、そこらがなかなかうまくいかない 皆が皆とは申しません そういうことが不登校等の原因になっていることが往々にしてあるんじゃないかな。そんなふうに私としては考えております。

ですので学校でもそうですし、社会教育でもそうではありますが、あるいは妊婦さん、あるいは子供を産んだばかりの若いご両親。そういった方々に機会をとらえて、子供も決して親の所有物じゃない。それぞれの人格がある、別人格があるんだということを、やはり周知していく必要があるだろうと、こんなふうに私としては思っております。

以前、長岡にあります、これは不登校というより非行に走りがち、あるいは走ってしまった子供さんたちを指導しておられる方のお話を聞く機会がありました。こういう場面でも、例えば家庭内での両親の不仲ですとか、あるいは親と祖父母との関係ですとか、あるいは自分たち兄弟の間との関係ですとか、そういったふうなことで一番弱いものにいろいろそのしわ寄せが出てきて、例えば非行ですとか、不登校ですとかという傾向になりがちだというふうなことも聞いております。

それが全てとは申しませんが、そんなふうなこともありますので、教育委員会としても十分留意してもらいたいというふうに考えているところであります。

中沢俊一君　これはひとつの説ですけれども、思春期の頃、本の例をあげますれば、「13歳のハローワーク」という村上龍さんの本が数年前に流行し、大変売れました。特に学校にですね。やっぱりここで家庭にしろ学校にしろ、子供のためにですよ、動機付けをすること。子供のそのやりたいことをまず良く両方で、家庭でいろいろな問題があれば特に学校ですけども、それをやってやること。そういうことを私は義務教育のなかでやって欲しいと思っています。そういう子供の動機付けや、あるいはそれをサポートする学校と家庭のそのあり方ですか、そういうことについてどんなふうに教育委員会は話をしていますか。

教 育 長　なかなか難しい問題であります。難しいと言ってそれで終われば答弁としては簡単であります、なかなか難しいんです。確かに家庭で自分の居場所がはっきりしない子、あるいは居場所のない子こそ、学校で居場所をつくってやる。やりたいことを見つけてやる。一緒にやらしてやる、やってやるという、そのことの必要性は良くわかります。

良く解かりますが、ただ何と申しますか一番難しいところは　これもこの地域ですと、一部の学校を除けば1学級あたりの生徒数、児童数はそうそう多くないわけですから、目が届かないとは言い切れないわけでありましてけれども、一人一人の子供がどういう悩みを抱えているかということが、なかなか見えない場合がある。見えればそれぞれ担任も校長も手を差し伸べるわけでありまして、見えない場合があります。それから見えてもなかなかこれが家庭と同じ認識に、家庭から同じ認識に立ってもらわないと、実行があがらないというふうな場面もあります。

それぞれ、最初に申し上げましたように、そうあるべきだというふうには思っておりますし、努力しておりますが、なかなか全ての子供たちにそういうふうな観点からの目がまわりきれないというのもまた実態であります。

笠原喜一郎君　240ページの地域スポーツクラブ育成事業費という部分でお聞きをいたします。ここにランドゴルフ場草刈業務委託料というのがありますが。手前味噌の話になるかも判りませんが、今回の110億円の予算のなかで、僅か7万円でありましてけれども、これほどお金が活きた事業は私はないだろうというふうに思っているわけです。

この管理委託を三国親水公園管理組合というところがやっているわけです。そのなかで、課長はご存知かどうかわかりませんが、本当に多くの方が利用を今しています。また新

しい会員募集もしているわけです。

この4ヘクタールから5ヘクタールくらいのところを刈るについてですね、実際は機械は市にないわけですので、五日町スキー場の機械を借りて来る。当然大きな機械ですので、その運搬の車も民間の業者から借りてしてやっているということです。いろいろな公園を管理をしたりしていくなかで、こういう市でやはり草刈機械の1台くらいは設置をして、そしてきちんと委託をするというかたちを、私は当然とるべきだろうというふうに思うわけですが、そういう検討というのはなされていますでしょうか。

社会教育課長　　グラウンドゴルフ場につきましては、私も先般ディスポートの主催の大会がありまして、そこに行って来ました。非常にお年寄りの方がたくさん集まって、たいへんに評判のいい施設ということで、これからもどんどん利用が増えていくものと感じて来ました。

ご質問の草刈機を市で1つ持って、管理をしてはどうだかということでございます。今現在、大和の公民館の本館の方に草刈機が1台ございます。それで大体大和の学校、それから公民館周辺の野球場等々の芝等々について刈ってございますので、今度親水公園の組合の方ともまた連携をとりまして、車で移動し運搬できますので、その辺のところも利用というかたちのなかで今後考えていきたいというふうに思います。以上です。

若井達男君　　2点ほどお伺いします。216ページです。小学校費のなかで説明いただきましたが、この56年以前の建築物を耐震診断されたということですが、これはどういった機関にこの診断をお願いしたのであるか。そして当然のことながら、これはもう耐震診断の結果が出ておるわけですが、どのような結果が出ておりますか。178万5,000円という大きな経費として・・・いやいやまた後で言います。それだけの経費がかかっておるわけですが、そういうことでどういった機関であって、その結果はいかなるものであったかどうか、その点をひとつお聞かせ下さい。

もう1点ですが、236ページ。先ほども美術館の話がだいぶ出たところですが、このギャラリー六日町の管理運営費というなかで、ここに非常勤職員の賃金というのが小額であるかどうかは別にしまして、17万9,000円ほどのっておりますが、この内容についてひとつ説明をお願いいたします。

学校教育課長　　216ページの耐震診断の件でありますけれども、どういった機関かということであります。この診断につきましては旧六日町時代に委託した内容でありまして、旧六日町の建築士さんのなかで、こういった診断ができる資格を持った方を対象に見積もりをいただきまして、そのなかで選ばせていただいたという内容であります。

この耐震診断の結果でありますけれども、昭和56年に新基準ができたわけですが、その新基準の前に作られた学校ということでありまして、結果的には新基準を満たしているものはひとつもなかった。残念ながら全部その基準を満たしてなかったと、そういう結果になっております。

社会教育課長　　236ページのギャラリー六日町の管理運営費。そのなかの非常勤職

員賃金ということでございます。これはギャラリー六日町で特別展を開催をしたときに、いわゆる作品の監視員というかたちのなかで臨時に職員を頼んでいまして、そのための賃金でございます。

若井達男君　これは地元の建築士さんの方をお願いしたということですが、第1次ですので、多分極めて言葉は悪いですけど、簡単と言うかどうかですが。この本庁舎も平成11年か12年に簡易診断をやっているんです。これは無料でやっているんです。そしてその結果が、第2次できちんとした耐震診断をやった方がいいですよ、と言っている。そのときは有償になりますよ、というかたちがあったわけです。これが残念なことながら個人ではありません。きちんとした日本のトップ、そういったところがやっておるわけです。

どうもそういったところがこの個人に見積もりを出して、これだけの金額がかかって、それが第1次診断ということになると、どうももう少しこのへんも工夫するところがあるんじゃないかというふうに考えるわけですが、その点をひとつお聞かせ願いたい。

それと、それで満たしていないという結果が出たわけですが、満たしていないということですので、今後はじゃあそれに対してどういった対応をされるのか、その点に対してお伺いします。

それと特別展示会だということですが、これについてはやはり主催者がどこであるかということになるかと思えます。その点がどういった展示会をされて、どういった主催者のときに、市の方から臨時賃金として出さなければならないか。どういった内容だったか掌握しておりませんが、ただ一概に臨時職員を監視用についていただいたと、それでこれだけかかりましたということです。何かあそこは見方を変えれば観光協会がまず一部管理して、その出入りの人数から料金収納等についてはタッチしているわけですが、その辺の関係はいかようになっていますか。その点をお願いします。

学校教育課長　庁舎の場合は無料だったということなんですけども、今回学校をお願いするにあたっては、こういう業務を委託するということをお願いしたわけです。他の塩沢町さんも今年やりましたけども、それらに比べますとかなり安い金額です。これで4校分でありますので、1校あたり50万円くらいでやったといったことでかなり安かったかなということでもあります。内容としましては、設計書等を基本に、構造とかそういったものを中心に診断するといった内容でありまして、破壊検査だとかそういうものには至っていないというような、そういう内容です。

結果的に現在の基準を満たしていないわけですので、当然のことながら補強工事、耐震補強工事というのを早急にやる必要があるというふうに考えております。今年、17年度で大和の方も同じように耐震診断をやりましたけども、大和さんの方の結果はもう少しいいんですけど、ほぼ同じような結果でありますので、これらの結果を踏まえまして、特に危険な校舎から順次その耐震診断なり改築を計画的にやっていく必要があるというふうに思っております。

さらにまたこの耐震診断は第1次診断でありますので、私どもの考え方でありまして財政

が伴うかどうかわかりませんが、来年度におきまして第2次診断が必要な部所について、できれば第2次診断の方をやってみたいなど。第2次診断になりますとかなり高価になりますので全部はできませんが、特に必要と思われる学校の第2次診断について平成18年度でやって、そのなかでまたそういった改築、あるいは耐震補強の順序等を検討していきたいなど、そういうふうに思っております。

社会教育課長 先ほどの作品の監視の賃金でございますが、市の主催の展示会でございます。通常は観光協会の方で一般的には管理をしてもらって委託をしてもらってございますが、特別の作品展ということで、観光協会の委託外の仕事というかたちのなかで、特別に作品の重要度を考えて監視ということでつけさせてもらったということでございます。

関 忠良君 私は学校の運営費のなかの、小中学校の校務員の業務委託料ならび賃金についてお伺いしたいんですが。この財源はどうなっているんでしょうか。三位一体の改革のなかでこれらのことが一般財源化されたりなんかして変化したのかその点について、総務課長、おわかりでしたらお聞かせ下さい。

財政課長 校務員の件でございますが、校務員というひとつの項目で交付税をはじくというのはちょっとできないかと思うんですが、学校1校あたりいくらというようなかたちで交付税が来ていますので、そのなかには多分算定になっていると思います。算定になっていきますが、学校1校あたりのその辺の単価も年々落とされてきていますので、以前と比べれば校務員のその辺の歳入額もかなり減額になってきているというふうに思います。残念ながら具体的な数字というのはちょっとわかりません。

関 忠良君 実はですね、今もきちんと町の職員としての校務員がいらっしゃると思います。これからはそういうなかで、交付税の算定がなかで厳しくなって、財源が細くなってきているからということで、そうするとこれから校務員というのは臨時対応にしていくという方針なんでしょうか。

私はこの教育の問題というのは特に、現場は非常にいろいろな問題を抱えていますし、それについては不登校の問題とかいろんな問題でまた逆に、いろんな予算づけもしなければならぬというなかで、私はシルバー人材を頼んで校務員を補充するなんてことはできない。本当に若い人がそこにきちんと教育の現場に携わるということが何よりも大事なときだと思えます。

そういう点では、私はきちんとこれらの校務員も臨時対応ではなくて、身分をきちんと保障して、若い人が職に就き、安心してやっぱりその仕事を遂行できるような体制を、どうしてもとっていく必要があると思います。これはらはですから財源の問題から、市としては臨時対応を増やしていくという方針なんでしょうか。この点をお伺いします。

総務課長 この前も臨時職員の関係のいろいろな議論があったところでございますが、場合によっては臨時で対応できる、正職員でなくて対応できる部分につきましては、臨時職員も採用しながら今後やっていくのが、一番コスト削減と言いますか、安い行政運営ができるという考え方でございます。

ただ、今非常に臨時が多く入っている部分につきましては、保育士、それから学校関係、校務員も一部ですが 校務員は人数的には非常に少ないところでございますが 給食センター、それから看護師さんという部分が、かなり臨時職員に頼っている部分でございます。

その辺、民間委託ができる部分につきましては、今後の課題としてやはり、いつするという意味ではありませんが、民間委託も検討しながらやっていかなければならない分野だと思っています。私の方から今、どの部分を民間委託とかというところまで触れませんが、全体的のなかでそういう考え方も取り入れながら、臨時職員、正職員、考えていかなければならないというふうに考えております。

学校教育課長 先ほどのなかで説明をすればよろしかったかも知れませんが、この校務員がいくつかありますけども、この校務員のほとんどが、六日町小学校、北辰小学校、六日町中学、大和中学というふうに大きな学校でありまして、正職の校務員がおりまして、その他に補助的なかたちで入っている臨時校務員であります。

ただ大和におきましては、後山小学校と三用小学校に1人の校務員でありますけども、こちらの方は正職の校務員がないというふうな状況であります。これは大和町時代からそういったことで財政的な面もあって、こういうふうに来てきたと思うんですけども。そういった内容でありまして、全部が全部その正職でなくても、補助的な面でのその校務員もいるということであります。

関 忠良君 それでは基本的には正職員として、校務員は採用するんだという認識でよろしいんですね。今、この212、216、218に出ている委託料、並びに賃金については補助的な校務員が必要であるから、そのためにこういうかたちで出ていると理解していいのでしょうか。

私が心配するのは、今ほど言いましたけれど、給食の問題とか、あるいは学校事務員の問題とか、国はいろんなかたちで一般財源化の名の下に、実際には交付税算定されているかされていないかわからないというなかで、財源を減らしてきているという状況です。そのなかで結局教育の現場にもひとつひとつそういう事態が発生してということになると、同じそこで働く職員の立場が本当にいろいろな違いが出て来るわけですから。やっぱり教育の現場である以上は、同じ立場で一生懸命にその仕事に携わっていただく、その職員の身分をきちんと市も保障すべきだという立場で私は質問したのでありますが、よろしくをお願いします。

議 長 答弁はいいですか。

和田英夫君 青少年の育成センターの関係の指導員報酬費でちょっとお伺いします。この主要な施策の成果の概要のなかに48～49ページにあるんですが、ここに商店万引き実態調査。これはどの程度あるかはちょっとわかりませんが、社会教育課として青少年の健全育成を目的として、この資料の方で見れば確かに街頭巡視活動、これは私は必要だと思うんです。必要だと思いますが、万引き、商店の万引きの実態調査が果たして事業の主要な成果として社会教育課として位置付けて、こういう報告書に。私はちょっとふさわしくないような気がします。これは例えば治安を司る警察課の皆さんとか、それならばある面では

そういう成果として出るのかなという気がしますが、ちょっとこの辺はどういう考え方で、万引きの実態調査、これが事業の主要の成果だと。ちょっと馴染みが悪いような気がしますが、いかがですか。

社会教育課長 資料の49ページのオの環境浄化活動のなかでの商店万引き実態調査、11月～12月。こういうかたちでございます。育成センターの方が事務局になっておりまして、市の健全育成町民会議のなかでの、いろいろ市内巡視というかたちのなかでの活動を行っているなかでの一環ということでとらえていただいて。これを全面的にこの期間、実態調査で各自商店を巡視というかたちじゃなくて、環境浄化の一体的な活動というなかでの内容だということでご了解をいただきたいと思います。

和田英夫君 やっていること自体はそれはそうだと思いますが、青少年の健全育成を主たる目的としてのいわゆる社会教育課の活動のなかで、これはだから私はひとつの資料として、いわゆるその市街、街頭を、巡回指導をしているんだという、その一環のなかに包含されればいいのに、新たにこういうかたちできちんと表示するのは、ある面では親切な資料だが、社会教育課のいわゆる健全育成という角度からすると、何だ、結構悪いことしているんじゃないかという、こういうイメージ的にふさわしくないような資料だから、そこを伝えていくわけですが。これはじゃあ教育長どうですか。これについては。

教育長 載せる場所が本当にここでなければならなかったのかどうかということにつきましては、一考させていただきたいと、このように思います。万引きの実態というのも、これも議員ご承知のとおりであります。昔の子供みたいに小遣いがないけれど、これが欲しくて、欲しくて盗るというふうなことはほとんどないのであります。むしろくしゃしたから、とかですね、そんなふうなことが多いようであります。

どういう、私も正直この・・・まさにこの調査の内容そのものが詳しく掌握できていませんので、どんな調査をやったのかわからないで申しわけないんですけども。それでどういうふうな動機でどんなものを、どんな状況で盗ってしまったかというふうなこともおそらく調査したんじゃないかなと、想像するわけではありますが、万引きをさせない指導をしていくうえで、やはり大切な活動だったんじゃないかなと、このように考えております。

和田英夫君 それはそういうことはひとつの考えとしては大事だが、いみじくも言ったが、どういうことしたかよくわからないけれど、決算資料に主要な事業の成果なんてところに載せる。これはちょっと私は不適切な発言であり、対応悪いと思うんですね。

社会教育課長 実態調査の内容、概要を申し上げますと、各商店を巡回をいたしまして、商店の事業主に状況はどうだというかたちのなかでの調査をしている、聞き取り調査をしている。以上です。

(「わかった、わかった」の声あり)

議 長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって第10款教育費に対する質疑を終わります。

次に第 11 款災害復旧費の説明を求めます。

農林課長 (説明を行う。)

建設課長 (説明を行う。)

総務課長 (説明を行う。)

議長 災害復旧費に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 11 款災害復旧費に対する質疑を終わります。

議長 次に第 12 款公債費、第 13 款諸支出金、第 14 款予備費の説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 公債費、諸支出金、予備費に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で第 89 号議案、平成 16 年度南魚沼市一般会計決算認定についての質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第 89 号議案、平成 16 年度南魚沼市一般会計決算認定について、本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。よって第 89 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議長 お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることに決定をいたしました。明日の本会議は午前 9 時 30 分から当議事堂におきまして開きます。大変御苦労さまでした。

(午後 3 時 55 分)